

# 計算書類に対する注記（拠点区分用）

別紙2

平成29年3月31日現在

1頁

法人名 : 社会福祉法人 緑風会  
拠点区分名 : 特別養護老人ホーム緑風会ルネッサンス拠点

## 1.重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分は、定額法により減価償却を実施している。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分は、定額法により減価償却を実施している。

#### ③リース資産

当拠点区分は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

### (2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額を徴収不能引当金として計上している。

### (3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

### (4) 退職給付引当金の計上基準

#### ①独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」）の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分は、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

#### ②法人独自の退職給付一時金制度に対する退職給付引当金

当拠点区分は、退職一時金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高から増加額を退職給付費用として計上している。

### (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

### (6) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3.採用する退職給付制度

当拠点区分は、退職給付規定に基づき退職一時金を支払うこととしており、その支給に備えるため、平成18年3月31日以前から在籍する者については「福祉医療機構」が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している。

なお、平成18年4月1日以降採用した職員については「福祉医療機構」の制度が変更になったことに伴い、当該制度に加入していないが、従前の職員との平仄を保つために同様の水準で退職一時金を支払うこととしている。

## 4.拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

### (1) 緑風会ルネッサンス拠点区分計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

### (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)

- ア. 介護老人福祉施設 緑風会ルネッサンス
- イ. 短期入所生活介護事業 緑風会ルネッサンス
- ウ. 通所介護事業 デイセンター・モナ・リザ
- エ. 居宅介護支援事業 緑風会イントロセンター阿南
- オ. 配食サービス事業 デイセンター・モナ・リザ
- カ. 通所型介護予防事業 デイセンター・モナ・リザ

### (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩))の作成は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	125,000,000	0	0	125,000,000
建物	269,422,753	0	11,713,490	257,709,263
合計	394,422,753	0	11,713,490	382,709,263

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準」第22条第6項の規定による基本金の取崩額  
該当する事項はない。
- (2) 「会計基準」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
  - ①建物 該当する事項はない。
  - ②構築物 該当する事項はない。
  - ③機械及び装置 該当する事項はない。
  - ④車両運搬具 該当する事項はない。
  - ⑤器具及び備品 配膳車他の廃棄に伴う取崩額 2円

## 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	808,425,910	550,716,647	257,709,263
建物	450,000	97,500	352,500
構築物	46,760,082	38,919,670	7,840,412
車両運搬具	16,735,290	14,804,953	1,930,337
器具及び備品	44,082,207	37,957,620	6,124,587
有形リース資産	777,000	440,300	336,700
合計	917,230,489	642,936,690	274,293,799

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	46,208,219	531,548	45,676,671
合計	46,208,219	531,548	45,676,671

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

**12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項**

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	974,793	548,937
長期前払費用からの振替額	344,585	354,890
貸借対照表計上額	1,319,378	903,827

(2) リース取引関係

①ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

サーバー及びコンピューター端末機（器具及び備品）である。

(イ) 無形リース資産の内容

介護報酬請求システム（ソフトウェア）である。

(ウ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針（1）固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。